

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【会社名】	日本食品化工株式会社
【英訳名】	NIHON SHOKUHIN KAKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 慎一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	日本食品化工株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市千代田区二ツ橋町一丁目15番地) 日本食品化工株式会社大阪支店 (大阪府大阪市淀川区西中島三丁目23番15号) 日本食品化工株式会社九州支店 (福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号) 日本食品化工株式会社富士工場 (静岡県富士市田島30番地) 日本食品化工株式会社水島工場 (岡山県倉敷市児島塩生2767番地の25) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮し、縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長鈴木慎一郎は、当社の第93期第1四半期（自平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。